

汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループの設置について - 清涼飲料水の規格基準(化学物質)の改正に係る食品健康影響評価の進め方 -

1 経緯

- (1) 平成15年7月1日付けで厚生労働省が食品安全委員会に意見を求めてきた清涼飲料水に係る食品健康影響評価については、食品安全委員会において、汚染物質専門調査会で審議することとされた。
- (2) 汚染物質専門調査会では、本件の効率的な審議のため、情報収集の進んだものから小グループにより評価書案を検討したうえで専門調査会に提案することとされた。
その過程の中で、発がん物質の取り扱い等について、汚染物質専門委員以外の専門家（発がん性・遺伝毒性等）の意見を参考にする必要があるとの意見があり、汚染物質専門調査会と、発がん性、遺伝毒性の専門家がいる化学物質専門調査会の協力を得て審議することが適当と考えられた。
- (3) このことから、汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会との合同専門調査会により審議を行うこととするが、合同専門調査会を開催して審議する場合には、専門委員の人数が多いことから、効率的な審議が困難であると考えられる。
- (4) これらの事情を踏まえ、汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会において毒性、分析、発がん性、遺伝毒性の専門家等からなる合同ワーキンググループを設置し、審議することとする。

2 運営

- (1) 合同ワーキンググループ（WG）の設置
汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会、両専門調査会の下に、毒性、分析、発がん性、遺伝毒性等を専門とする委員の合同ワーキンググループを設置する。
- (2) 合同ワーキンググループ（WG）の構成
合同WGは、汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会に属する専門委員から構成する。
合同WGには委員の互選により座長をおき、座長が議事を司る。
また、座長が必要と認めた場合には、専門委員以外の有識者に参考人として参加を求めることができるものとする。
- (3) 評価結果の取り扱い
合同WGの評価結果については、汚染物質専門調査会及び化学物質専門調査会に報告するとともに、求めに応じ、食品安全委員会に説明する。